

第173回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

- 1 期日 令和5年2月28日(木) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議
- 2 参加者 須田、澤村、石田、川口、中村、山岸、鎌田 (以上7名・敬称略・順不同)
- 3 発表課題

(1) 住民税過還付金返還請求事件 (撰津市) 大阪地判令和3年10月13日 発表担当: 澤村先生

事案 撰津市(X)が、住民であるYに対し、住民税の株式等譲渡所得割額及び配当割額の控除不足額として、本来の還付金額が165万5577円であるにもかかわらず、誤って1667万5577円を還付(以下、本来の還付金額を超えて還付した1502万円の部分を「本件過還付金」といい、同部分の還付を「本件過還付」という。)し、XがYに対し、本件過還付の返還を求めた事案。なお、主位的請求としては、Xの延滞金条例に基づく延滞金を請求し、予備的請求として、改正前民法による年5%の割合による利息を請求している。

前提 住民税: 賦課課税方式⇒市区町村が、1月1日に居住する住民に対し、6月ころに都道府県税及び市区町村民税を合算して課税する。

株式の課税: 株式の譲渡所得についても原則として住民税が課税される。株式の譲渡所得の税率は、府民税2%、市民税3%。なお、その年の株式の譲渡益がマイナスとなる場合、確定申告することにより損失を繰越すことができ、翌年度の課税において譲渡益から前年の損失を差し引くことが可能となる。

株式等譲渡所得割額・配当割: 株式の譲渡所得について、平成15年1月から、申告分離課税に1本化された際に、場株式等の譲渡所得については、証券会社で、特定口座を開設し、源泉徴収することを選択した場合、申告義務が免除されるという制度が実施された。前年の株式の損失がある場合には、株式等譲渡所得割・配当割が還付されることになるため、申告をした方が有利になる場合もある。本件は前年に株式のマイナスがあり、申告によって株式等譲渡割・配当割が還付となったケースである。

争点 ①被告の悪意。②利得の消滅(①で被告の悪意が否定された場合)。③被告から原告に返納される本件過還付金相当額(1502万円)が、法231条の3第1項の分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入(諸収入金)に当たるか → 公法上の債権かどうか(延滞金条例の適用の有無)。

判旨 (①について) 「Yは平成22年以降は、会社勤務をやめて、信用取引を中心に多い時には年間合計7億円以上の株取引を行い、譲渡損失を繰越控除する特例の適用を受けるなどの目的で、源泉徴収が行われているにもかかわらず所得税等の確定申告を行い所得税等及び住民税の還付も受けていたというのであるから、確定申告後に所得税等及び住民税の還付があることを当然知っていたものというべきである。」そして、「Yは、「株式等譲渡所得割額(住民税)」及び「配当割額(住民税)」の合計である166万0877円を超えて住民税が還付されることはないことを理解していたといえるから、平成30年7月12日に還付金の振込みを受けた時点において、166万0877円を超える還付金(本件過還付金)を受領する法律上の原因がないことを認識していたと認められる」→Yは悪意の受益者であることを認定。

(③について) 本件不当利得返還請求権は、「住民税に係る還付金の還付の過程で発生したものであるが、賦課、更正等の行政庁が税額を確定・変更させる処分によって発生した債権ではなく、「原告の職員が本件還付通知書に還付額を1桁多く記載するという過誤を起こし、その後の本件過還付金の振込み時にも同過誤が看過され、最終的に本来の還付額を超えた金銭が被告に交付されたことにより発生したものである」として、単に本来債務が存在しないにもかかわらずその弁済として支払った金銭の返還を求める請求であるから、その法律関係は、いわゆる非債弁済、すなわち法律上の原因のない利得につき、公平の理念に基づいてその調整を図る関係、すなわち民事上の不当利得関係にほかならない。」

→ 私法上の法律関係に基づいて発生した債権というべきである。

その一方で「地方税法は、納税者の地方公共団体に対する還付金請求権に関する定め(地方税法37条の4、314条の9等)や過誤納金の返還請求権に関する定め(地方税法17条)は設けているのに対し、地方公共団体が納税者に対して、還付しすぎた金銭の返還を求める請求権については何ら定めを設けていないことから、法令において、還付金の過誤払によって生じた不当利得返還請求権を特に公法上の債権として取り扱っているとは解されない」

⇒民法に基づく不当利得返還請求権と解すべきであり、本件延滞金条例の適用はない。

【結論】Xの予備的請求について全部認容。確定。